

## 自治会長に係る個人情報の提供について

市には、様々な理由で自治会長と連絡をとりたいという相談が寄せられます。

そこで、市は、自治会長になった方に、個人情報（氏名、住所、電話番号）を第三者に情報提供することについて同意をいただけるか、年度ごとに確認した上で、使用の目的が次の1～8に該当する場合に限って情報提供をしています。

1. 我孫子市が、事業に使用する場合
2. 我孫子市の外郭団体が、事業に使用する場合
3. 国及び県が、事業に使用する場合
4. 自治会の入・退会に関する問合せをする場合
5. 自治会及び周辺の区域で行う建設工事又は開発行為について、住民に説明を行う場合
6. 自治会やまちづくり協議会が、他の自治会との交流や情報交換をする場合
7. 集会所などの自治会所有の施設の利用について問合せをする場合
8. その他、公益的な目的で使用する場合

<主な事例は…>

- 道路や電柱、ガス・水道管、建物の建設などの工事を行う際、施工業者が自治会に事前説明を行い、同意をとる場合
- 市の事業を周知するため、所管課が自治会に通知を送付したり、文書の回覧や配布を依頼したりする場合
- 新たに転入してきた住民、もしくは不動産の売買にあたる不動産業者が、自治会への加入方法や自治会の情報（会費の額やゴミ出しのルールなど）を確認したい場合
- 自治会員ではない人が、自治会集会所を借りられるか問合せをしたい場合

※同意をいただいていない自治会長の情報は提供しません。

※情報提供時には、市民活動支援課窓口にて本人確認を行い、所定の書類の提出を求めています。電話での問合せには応じていません。

【お願い】

以上の内容をご確認いただき、別紙「自治会長に係る個人情報の提供に関する同意書」をご提出ください。ご協力をお願いします。